

令和7年度補正

「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援
等事業費補助金」

(DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業)

家庭用蓄電システム導入支援事業

交付申請の手引き

2026年4月22日

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）と大日本印刷株式会社（以下、「DNP」という。）の二者により構成され、SIIを幹事社とする令和7年度補正蓄電システム等導入支援事業事務局（以下、「事務局」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、事務局としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「補助金適正化法」という。）」及び事務局が定める「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業）交付規程（以下、「交付規程」という。）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を事務局に返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、事務局及びSIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ 事務局から補助金の交付決定を通知する前に、補助対象設備に係る契約等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません。（補助事業の実施体制が何重であっても同様）
- ⑦ 補助金で取得又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事務局の承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、事務局は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ）
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、事務局発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ 事務局は、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ（以下、「HP」という。）等で公表することがあります。

令和7年度補正蓄電システム等導入支援事業事務局
代表幹事 SII

目次

1. 交付申請にあたっての確認事項	4 ~ 6
1-1. 補助金支払いの対象外となる主なケース	4
1-2. 蓄電システムと太陽光発電設備を一緒に設置する場合	5
1-3. 新築住宅に蓄電システムを設置する場合	6
2. 交付申請に係る手続き	8 ~ 22
交付申請に係る手続きの流れ	8
2-1. 本人確認情報の登録	9
2-2. 見積取得 / 共同実施事業者（販売事業者）の検討・選定	10
2-3. 補助事業の理解	11
2-4. 共同実施事業規約への同意	12
2-5. 交付申請	13
提出書類一覧	14
共同実施事業規約への同意 記入例	15
役員名簿 記入例	16
設備設置承諾書 記入例	17
見積内訳書 記入例	18
個人事業主の实在証明書類	19
2-6. 審査	20
2-7. 交付決定	21
※交付決定通知書の再送	22

1. 交付申請にあたっての確認事項

1. 交付申請にあたっての確認事項

1-1. 補助金支払いの対象外となる主なケース

共同実施事業者及び共同実施事業者と蓄電システムの売買契約を締結する需要家等（以下、「補助事業者」という。）として本事業に参加される皆様におかれましては、交付申請を行う前に、以下の内容をよくご確認ください。以下に該当することが判明された場合は、**補助金支払いの対象外**となります。

⚠ 交付決定前の売買契約、支払い、設置工事

蓄電システムに係る契約又は受発注及び支払いは、**交付決定後**に行ってください。
以下の交付決定前に着手しても良いこと、いけないことをよくご確認のうえ、本事業にご参加ください。

交付決定前に着手可能	交付決定前に着手不可
以下の2項目は交付申請までに行うこと ・見積取得 ・共同実施事業規約の同意 以下の3項目は交付決定後の着手開始も可能 ・系統連系※に係る手続き ・需要家-蓄電池アグリゲーター/小売電気事業者間の契約 ・FITの変更認定申請（必要な場合）	・需要家等-販売事業者間の蓄電システムに係る契約または受発注及び支払い ・蓄電システムの設置・据付工事 ・代金支払（信販会社経由の着金も不可）

⚠ 補助事業者本人以外（家族も含む）名義での支払い

蓄電システムに係る支払いは、必ず補助事業者本人名義で行ってください。なお、支払いは預貯金取扱金融機関を通じて行ってください。

⚠ 振込手数料以外の各種手数料が差し引かれている個別クレジット契約

個別クレジット利用の場合、信販会社から工事会社への入金は、**各種手数料（振込手数料等は除く）を差し引かず**、契約書と同金額の入金額としてください。

※ 加盟店手数料、一括払い手数料、スキップ払い手数料等各種手数料が差し引かれている場合は補助金対象外となります。

※ ポイントの差引きも一切認められません。

⚠ 「事業完了要件を満たしていない」若しくは「期限を過ぎての実績報告」

2027年1月14日（木）までに以下①～④の事業完了要件を全て満たし、実績報告を提出してください。

- ① 蓄電システムに係るDR契約の締結（若しくは同意）又はDRメニューの加入完了
- ② 蓄電システムの設置及び通電確認完了
※ 系統連系の完了を確認した後に通電確認を行うこと
- ③ 蓄電システムの検収完了（IoT化関連機器含む）
- ④ 補助事業者（申請者）による補助対象経費の全額支出の完了

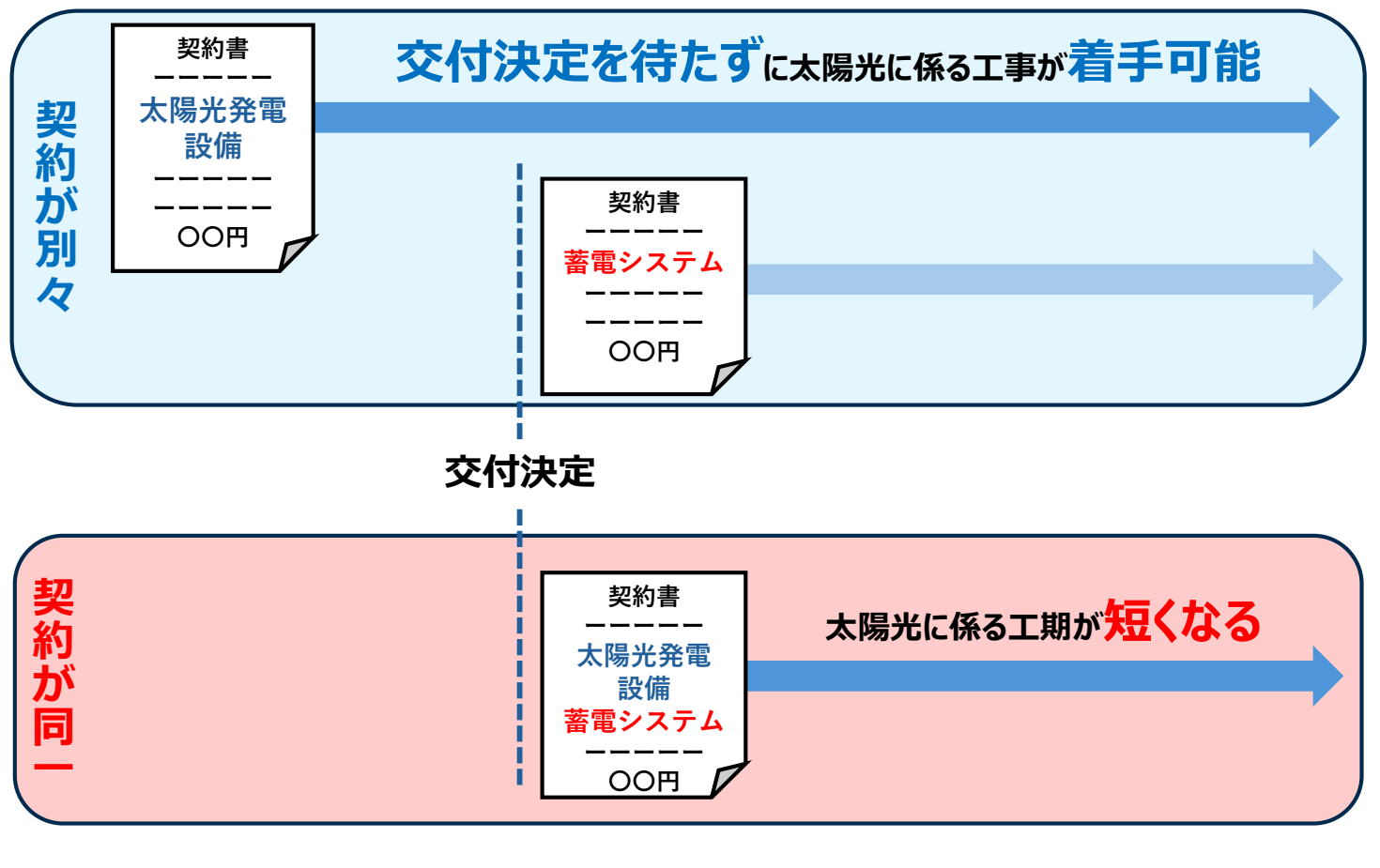
※ 事業完了時点でDRに活用可能な状態にする必要があるため、新築物件へ蓄電システムを導入する場合は、引っ越しの時期についても考慮しスケジュールを調整してください。（P.6参照）

1. 交付申請にあたっての確認事項

1-2. 蓄電システムと太陽光発電設備と一緒に設置する場合

蓄電システムの導入と合わせて太陽光発電設備を設置する予定の方は以下をご確認ください。

- 太陽光発電設備導入は本事業の補助対象外です。本事業の要件において設置の有無は問いません。
- 蓄電システムと合わせて太陽光発電設備を導入する予定であっても、蓄電システムと太陽光発電設備導入の契約を切り分けて締結することを推奨します。
- 契約を分けることで、工期が長くなりやすい太陽光発電設備導入の契約を、本事業の交付決定を待たずに締結することができます。（以下、図表参照）
- 太陽光発電設備を合わせて導入する場合、しかるべき手続きを済ませたうえで、蓄電システムの通電確認をしてください。手続きの詳細は電力会社や一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）にご確認ください。
- 太陽光発電設備導入に関する手続きが終わっていない関係で系統連系が間に合わないという場合でも、事業完了期限の延長措置はありませんので、手続きに要する時間をよくご確認のうえ申請してください。
- その他、太陽光発電設備導入に関する詳細や手続きについては、しかるべき機関に問い合わせてください。



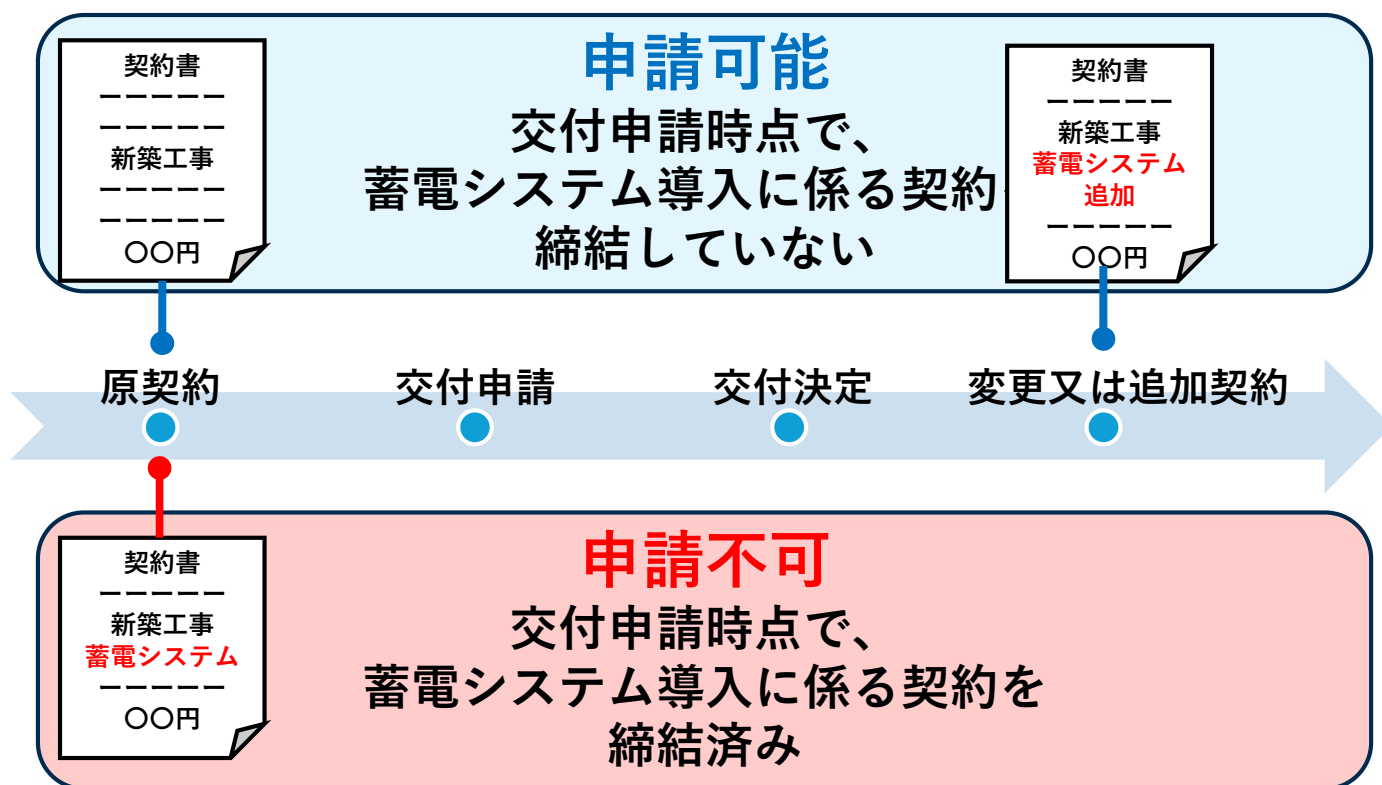
1. 交付申請にあたっての確認事項

1-3. 新築住宅に蓄電システムを設置する場合

新築住宅に蓄電システムを導入する予定の方は以下をご確認ください。

① 申請前の確認事項

- ・ 事業完了最終期限日（2027年1月14日）までに引っ越しを完了させる必要があります。スケジュールを考慮して申請を行ってください。
- ・ 新築住宅の工事と蓄電システムの契約は切り分けて締結することを推奨します。同じ契約内にまとめる場合、新築住宅の契約時点では蓄電システム導入に関する内容を含めず、交付決定以降に変更、又は追加契約を締結してください。
- ・ 申請時点で新築住宅の契約が済んでおり、その中に蓄電システム導入に係る契約も含まれていた場合は補助対象設備の交付決定前契約となるため、申請できません。



② 申請時の注意事項

- ・ 補助事業者の住所は、交付申請時点での本人確認書類の住所を記載してください。
- ・ 設置場所住所は、交付申請時点でわかっている住所を入力してください。
- ・ 転居後、実績報告前に「補助事業者情報変更届」をSIIへ提出し、設備使用者住所、設置場所住所の変更手続きを行ってください。（詳細は「変更・取下げの手引き」を参照してください。）

2. 交付申請に係る手続き

2. 交付申請に係る手続き

交付申請に係る手続きの流れ

以下は、交付申請に係る基本的な手続きの流れです。詳細については、次ページ以降をご確認ください。









2. 交付申請に係る手続き

2-1. 本人確認情報の登録

本事業では、補助事業者が個人の場合、個人の申請における実在確認及び登録された電子メールアドレスが補助事業者本人のものであることの確認を、オンライン本人認証（proost）又はSII認証を用いて実施します。

補助事業者が法人又は個人事業主の場合、proost登録不要です。代わりに本事業の特設サイトにてSII認証の登録が必要となります。

※**proost登録が可能な補助事業者は、SII認証手続きは不要**です。重複しての登録は行わないようにしてください。

	proost登録		SII認証
個人		いずれか	
個人事業主	 不要		
法人	 不要		

■ **proost登録**※1 <https://dr-battery.sii.or.jp/r7h/proost/>

■ **SII認証の登録** ※公開までお待ちください

※1 proostの登録方法については、特設サイトに掲載の「proost認証の手引き」を参照してください。proost認証は申し込みから完了まで1～2営業日程度要します(不備のない場合に限る)。

【注意】

操作方法等一般的な内容を除き、proost登録の手続き詳細に関する問い合わせは、必ず補助事業者本人から「[proostヘルプデスク](#)」へ行っていただくようにしてください。

補助事業者の個人情報や審査の進捗状況について共同実施事業者からの問い合わせは受付できません。

2-2. 見積取得 共同実施事業者（販売事業者）の検討・選定

本事業に申請する家庭用蓄電システムについては、以下の記載事項をご確認ください。

- 本事業で補助対象となる家庭用蓄電システムは、特設サイトから検索可能です。導入を予定されている製品が補助対象製品として登録されているかをご確認のうえ、見積を取得してください。なお、対象製品の一覧は随時更新されます。
- 補助事業者は、共同実施事業者（販売事業者）の検討において、1社のみでなく複数社の説明（蓄電システム、価格、契約内容等）を聞き比べることを推奨します。なお、見積を取得したとしても交付決定されるまでは売買契約は行わないでください。
- パッケージ型番一式での新規導入が補助対象の要件となります。
- 設備費で補助対象となる範囲はパッケージ型番の範囲のみであり、パッケージ型番に含まれない機器については補助対象外です。パッケージ型番の構成機器は特設サイトから確認可能です。
- 工事費で補助対象となる範囲は、家庭用蓄電システム（パッケージ型番の範囲）を設置するのに最低限必要な設置費用のみです。
- 消費税は補助対象外です。
- 申請する機器の補助金上限額及び目標価格の計算については、本事業の特設サイトに「補助金計算ツール」を掲載していますので必要に応じてご使用ください。

2. 交付申請に係る手続き

2-3. 補助事業の理解

交付規程・公募要領の内容で、特に重要な部分を以下に記載します。

- 交付申請書受付期間は2026年4月15日（水）～12月10日（木）までであり、予算がなくなった場合は期間内であっても受付を終了する（公募要領P.28 5-1.参照）
- SIIは補助事業者への通知をメールで送信するため、補助事業者は自身のメールアドレスを所有し、スマートフォン又はパソコン等で通知物を確認できる必要がある。＊（公募要領P.29 5-3.参照）
- 補助事業者及び共同実施事業者は、アグリ型か小売型のどちらで申請するのを選ぶ必要がある（公募要領P.7 1-4.参照）
- アグリ型の申請の場合、補助事業者は事業完了までにSIIに登録された蓄電池アグリゲーターとDRに係る契約が必要（同意書等も可）（公募要領P.12 1-12.参照）
- 小売型の申請の場合、補助事業者は事業完了までにSIIに登録されたDRメニューの加入を完了する必要がある（公募要領P.12 1-12.参照）
- DR契約、DRメニューともにDR対応期間は少なくとも2028年3月31日までとし、対応期間中の解約は補助金返還の可能性があるので、補助事業者はその場合SIIに事前に連絡をする必要がある（公募要領P.16 2-4.及びP.21 3-4.参照）
- 交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではない。実績報告書の提出を受けた後にSIIが実施する「確定検査」において補助金額を確定する（公募要領P.32 6-1.参照）
- 交付決定後に補助対象経費が増額した場合でも、交付決定金額の増額は認められない（公募要領P.32 6-1.参照）
- 交付決定を受けた後に取り下げて再申請をする場合、受けていた交付決定の権利は完全に失われる（公募要領P.32 6-1.参照）
- 蓄電システムの処分制限期間は6年間であり、処分制限期間中に蓄電システムの処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること）を行う場合は補助金返還が必要となる可能性があるため、補助事業者はその場合SIIに事前に連絡をする必要がある（公募要領P.34 6-9.参照）

※【メールアドレスの受信許可設定】

補助事業者は必ず以下のメールアドレスの受信許可設定をしてください。

DR蓄電池事業担当 : dr_ess_info@sii.or.jp

DR蓄電池事業担当 : dr_ess_notice@sii.or.jp

DR蓄電池事業担当 : naviexp@ne-ap01.naviexp.jp

「naviexp@ne-ap01.naviexp.jp」は送信専用アドレスです。問い合わせ等の返信は行わないようにしてください。問い合わせ等については必ず「dr_ess_info@sii.or.jp」のアドレスにメールをお送りください。

2. 交付申請に係る手続き

2-4. 共同実施事業規約への同意

補助事業者と共同実施事業者は共同実施事業規約への同意を行う必要があります。補助事業者及び共同実施事業者が、共同実施事業規約に基づき、共に行う手続きは以下の手続きとなります。

なお、1「交付申請書の作成及び提出」、8「実績報告書の作成及び提出」、10「精算（概算）払請求書の作成及び提出」及び13「取得財産等管理明細表及び管理台帳の作成及び提出」を除くその他の手続きについては、共同実施事業規約に同意をした場合においても補助事業者が希望する場合は補助事業者が単独で手続きをすることも可能です。

No.	手続きの内容
1	交付申請書の作成及び提出
2	交付申請取下げ届出書の作成及び提出
3	中止（廃止）承認申請書の作成及び提出
4	計画変更承認申請書の作成及び提出
5	事故報告書の作成及び提出
6	実施状況報告書の作成及び提出
7	承継承認申請書の作成及び提出
8	実績報告書の作成及び提出
9	返還報告書（確定に係るもの）の作成及び提出
10	精算（概算）払請求書の作成及び提出
11	消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書の作成及び提出
12	返還報告書（取消しに係るもの）の作成及び提出
13	取得財産等管理明細表及び管理台帳の作成及び提出
14	その他SIIより提出を求められた書類の作成及び提出
15	その他、上記に関連する手続き

2-5. 交付申請

補助事業者と共同実施事業者は必要書類を取りまとめ、共同実施事業規約への同意を行ったうえで、協力して交付申請を行ってください。

申請に必要な情報は以下のとおりです。提出書類はP.13以降をご確認ください。

準備が整いましたら、申請ポータルを使用して交付申請手続きを行ってください。申請ポータルのアカウントは、共同実施事業者に対して発行されます。申請ポータルの操作方法の詳細については、申請ポータルに掲載の「申請ポータルマニュアル」を参照してください。

申請に必要な情報

- 補助事業者氏名(補助事業者とは共同実施事業者と家庭用蓄電システムの契約及び支払いを行う者のこと)
- 補助事業者氏名カナ
- 補助事業者住所
- 補助事業者連絡先(proostに登録の携帯電話番号もしくはSII認証を行った電話番号)
- 補助事業者メールアドレス(proostに登録したメールアドレスもしくはSII認証を行ったメールアドレス)
- 設置場所住所
- 設置場所の確認

また、共同実施事業者、蓄電池アグリゲーター又は小売電気事業者が本補助事業の趣旨に反すると以下のように判断する場合、交付申請は行わないでください。

- 補助金を活用して取得した財産について、適正に管理できない者が行う事業
- 補助事業に係る経費の精算及び、処分制限期間以上の運用が維持できる信用を有していることを確認できない者が行う事業
- その他、本事業の交付目的に反する趣旨のもとに行われている事業

2. 交付申請に係る手続き

提出書類一覧

交付申請に必要な書類は以下のとおりです。

No.	書式	書類名称	添付書類	注意事項
1	指定	交付申請書		申請ポータル入力のみ
2	指定	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額		申請ポータル入力のみ
3	指定	役員名簿	○	法人のみ 共同申請者（共同実施事業者含む）分もあわせて全社分添付すること 指定書式をポータルからダウンロードし、使用すること
4	指定	実施体制図	△	申請ポータル入力のみ ただし、委託先・再委託先が3社以上の場合は、指定書式を申請ポータルからダウンロードして作成し、添付すること
5	指定	共同実施事業規約への同意	○	需要家等と共同実施事業者が事業を共同で行うことへの同意
6	自由	実在証明書類	○	個人事業主のみ以下を添付すること ・青色申告決算書（写し）
7	自由	見積書		申請ポータル入力のみ
8	指定	見積内訳書	○	指定書式は申請ポータルからダウンロードし、使用すること

以下は必要に応じて

9	指定	設備設置承諾書	○	補助対象設備の所有者と、建物の所有権が異なる場合のみ ESCO、TPOの場合は不要 指定書式は申請ポータルからダウンロードし、使用すること
10	自由	リース契約書（雛形）	○	リースの場合のみ リース内訳書は申請ポータル入力のみ
11	指定	リース内訳書		
12	自由	ESCO契約書（雛形）	○	ESCOの場合のみ
13	自由	TPOサービス契約書（雛形）	○	TPOモデルの場合のみ
14	自由	電力供給地点特定番号が確認できる証憑※	○	2世帯住宅等、同一の設置場所住所に蓄電システムを設置する場合

※ 複数の補助事業者において同一の設置場所住所にて申請があった場合に、電力契約が異なっていることを確認するために、施主様名・電力供給地点特定番号が確認できる検針票等の提出を求めることがあります。

共同実施事業規約への同意 記入例

補助事業者と共同実施事業者で共同実施事業規約に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施してください。

令和7年度補正蓄電システム等導入支援事業事務局
 代表幹事 一般社団法人 環境共創イニシアチブ
 代表理事 大友 潤 殿

令和7年度補正
 再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金
 (DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業)
 DR家庭用蓄電システム導入支援事業
 共同実施事業規約への同意

令和7年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金(DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業) DR家庭用蓄電システム導入支援事業(以下、「本事業」という。)に係る補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、甲(本において蓄電システム等を導入し本補助金の交付を受けようとする者)並びに乙(本事業の共同実施事業者として登録を受け、需要家等と家庭用蓄電システムの売買契約を締結しようとする販売事業者)は、別紙①の共同実施事業規約(以下、「本規約」という。)に同意し、本規約に従って補助事業を共同実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、別紙①の本規約の内容を理解し、そのすべてに同意します。

同意日 西暦 2026年 5月 10日

甲：申請者 ^{※1}	乙：共同実施事業者 ^{※2}
事業者名	事業者名 株式会社蓄電池販売
代表者名 環境太郎	代表者名 ^{※3} 蓄電 溜

【甲欄の記入について】
 個人の場合は、氏名を代表者名欄に手書きで署名してください。事業者名欄は記入不要です。
 法人の場合は、事業者名欄と代表者名欄の両方を記入してください。手書きでの署名又は記名押印としてください。

【乙欄の記入について】
 事業者名欄と代表者名欄の両方を記入してください。印字記名や社印でも問題ありません。

- ※1 甲は、個人の場合は、氏名を代表者名欄に手書きで署名すること(印字不可)。法人の場合は、代表者名欄に手書きでの署名又は記名押印とすること。
- ※2 乙は、印字記名や社印でも可とする。
- ※3 記名する乙の代表者は、必ずしも乙の代表取締役である必要はないが、責任のある役職者であること。

② 次の各号のいずれかに該当する者(法人等(個人、法人又は団体をいう。))又は法人等の役員等(個人)が、合理的に判断した場合、又は甲若しくは乙の債権者が当該当事者に対して破産手続開始の申立てを承諾したものとみなす。

2. 交付申請に係る手続き

設備設置承諾書 記入例

設備設置先の物件所有者が、補助事業者と異なる場合に必要な書類です。(夫婦間の場合は不要。)

販売事業者が補助事業者から設置の承諾を受ける書類ではありません。

指定様式

設備設置承諾書

2026年 4月 15日

令和7年度補正蓄電システム等導入支援事業事務局
代表幹事 一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 大友 潤 殿

住所 東京都中央区〇〇1-1-1
名称
氏名 **環境 花子**

当社は、令和7年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業）家庭用蓄電システム導入支援事業を受け、下記の設備が記載の条件にて設置されることを承諾します。

記

1. 設備の設置者（申請者）
住所： 東京都新宿区〇〇1-1-1
代表者名： **環境 太郎**
2. 設備の設置者（申請者）との関係
設備設置先のオーナー
3. 設備の設置場所
住所： 東京都新宿区〇〇1-1-1
名称：
4. 設置される設備の概要
設備区分： 蓄電システム
台数： **1 台**
5. 処分制限を受ける期間（設備の法定耐用年数を記載する）
6 年
6. その他承諾事項
4.の設備は、令和7年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業）家庭用蓄電システム導入支援事業 交付規程第9条、第27条及び第28条の規定により補正蓄電システム等導入支援事業事務局の承認なしに財産処分できず、また、設置される上記の設備が、処分制限期間の間、デマンド使用されること。

※ 申請者及び承諾者が本紙のコピーを保管すること。

1枚目の署名
設備の設置を承諾する方(物件所有者)の署名(印字不可)を記載ください。(≠補助事業者)

1. 設備の設置者(補助事業者)
補助事業者の住所、氏名を記載ください。(≠販売事業者(共同実施事業者))

2. 設備の設置者(補助事業者)との関係
設置先の住所を記載ください。(名称の記載は必須ではありません。)

3. 設備の設置場所
設置先の住所を記載ください。(名称の記載は必須ではありません。)

4. 設置される設備の概要
設置予定の蓄電システムの台数を記載してください。

5. 処分制限を受ける期間
設備の法定耐用年数を記載してください。

2. 交付申請に係る手続き

見積内訳書 記入例

見積書の内訳を記載してください。構成機器については、以下のURLよりパッケージ型番を検索し、ご確認ください。（型番をクリックすると構成機器が確認可能です。）

【対象製品検索】 <https://dr-battery.sii.or.jp/r7h/product-search/>

※「品名」はプルダウンで選択してください。型番は誤りのないよう正確に入力してください。

【家庭用蓄電システム】見積内訳書							
申請書番号	見積発行事業者名	パッケージ型番					
BVFXXX-01-000000200000	蓄電池販売株式会社	SII-PACKAGE	申請書番号・見積発行事業者名・パッケージ型番を正確に記入してください。				
項番	品名	型番	数量	単位	単価(円)	合価(円) 消費税抜き	備考
① 設備費 (補助対象)							
1	蓄電池部・蓄電ユニット	SII-ABCD100	1	台	800,000	800,000	構成機器は全て記載してください。 金額内訳がわからない場合、「蓄電池部・蓄電ユニット」に合算金額を記載してください。
2	電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）	ABCD-E	1	台	500,000	500,000	
3	計測・表示装置	AB-ABCD-AB	1	台	100,000	100,000	
4						0	
5						0	
6						0	
7						0	
8						0	
9						0	
10						0	
					①小計	1,400,000	
② 工事費 (補助対象)							
1	蓄電システム工事費		1	式	200,000	200,000	
2						0	
3						0	
4						0	
5						0	
					②小計	200,000	
③ 設備費 (補助対象外)							
1	分電盤		1	台	600,000	600,000	構成機器以外の項目は任意の形式で記載してください。
2	太陽光発電設備		1	式	2,000,000	2,000,000	
3						0	
4						0	
5						0	
6						0	
7						0	
8						0	
9						0	
10						0	
					③小計	2,600,000	
④ 工事費 (補助対象外)							
1	太陽光工事費		1	式	300,000	300,000	
2						0	
3						0	
4						0	
5						0	
					④小計	300,000	
⑤ その他経費 (補助対象外)							
1						0	※値引きがあった場合はその他経費ではなく、①～④の補助対象経費・補助対象外経費のそれぞれの項目にて、値引き後の金額で記入してください。
2						0	
3						0	
					⑤小計	0	
補助対象経費 (①+②) 合計						1,600,000	消費税は補助事業に要する経費合計の10%の金額がセットされますが、修正が必要な場合は手入力してください。
補助対象外経費 (③+④+⑤) 合計						2,900,000	
合計						4,500,000	
消費税額						450,000	
税込合計						4,950,000	

個人事業主の实在証明書類

補助事業者が個人事業主の場合は、「青色申告決算書（写し）」の提出が必要です。以下の書類全て揃えて提出してください。

- 損益計算書
- 損益計算書の内訳（売上・仕入・経費など）
- 損益計算書の内訳（減価償却資産など）
- 貸借対照表

※「青色申告決算書（写し）」に**受付日時の印字がない場合**は、提出確認書類として、e-Tax受信通知や納税証明書（写し）を提出してください。

損益計算書

内訳（売上・仕入・経費など）

内訳（減価償却資産など）

貸借対照表

受信通知

2-6. 審査

SIIは、提出された交付申請書類をもって審査を行います。

審査には不備のない前提となりますが概ね2～5週間程度必要です。申請に関する審査進捗状況は日々変動するため、個別の審査状況については回答できません。あらかじめご了承ください。

※申請後、登録内容に変更・修正が生じた場合は、以下を記載して「dr_ess_info@sii.or.jp」宛にメールにてご連絡ください。

送信先 : dr_ess_info@sii.or.jp

- 申請書番号
- 補助事業者名
- 変更箇所
- 変更理由

2. 交付申請に係る手続き

2-7. 交付決定

SIIは、交付申請書の提出を受け補助事業の内容が適正であると判断した場合、補助金交付の決定を行い、補助事業者に対し通知を行います。

交付決定の通知

SIIは、申請ポータルステータスを「交付決定」に変更し、その後、補助事業者に対しメールにて交付決定通知書を送付します。

共同実施事業者にはメール等による通知を行わないので、申請ポータルステータスを確認してください。ステータスが「交付決定」となったことを確認できたら、補助事業に着手可能となります。口座登録の準備や売買契約をすすめてください。

- 「交付決定」へのステータス変更及び交付決定通知のメール送付は週に1回程度を予定しています。
- 申請ポータルステータスが「交付決定」になると、「交付決定通知書（様式第2）（控）」を生成できるようになります。ただし、氏名等に環境依存文字を使用されている場合、文字の脱落等、正しく表示されない場合がありますこと、予めご了承ください。
また、あくまで控えですので、共同実施事業者はこの「交付決定通知書（様式第2）（控）」を補助事業者に提供しないでください。
- **交付決定通知に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではありません。**実績報告書の提出を受けた後にSIIが実施する「確定検査」において補助金額を確定します。

【交付決定通知のメールについて】 合計2通のメールが送信されます。

■ダウンロードURLが記載されたメール

送信元：dr_ess_notice@sii.or.jp

件名：[R7補正_DR家庭用蓄電池補助金] 交付決定について

■パスワードが記載されたメール

送信元：naviexp@ne-ap01.naviexp.jp

件名：【パスワードのお知らせ】[R7補正_DR家庭用蓄電池補助金] 交付決定について

【メールの未着や紛失を防ぐための設定及び対応について】

1. 受信許可設定の実施

※キャリアメールや iCloudメールはセキュリティが高く、受信できない可能性があるため上記メールの受信許可設定又は迷惑メール判定されない設定を行ってください。

2. メールボックスの容量の確保

3. 迷惑メールフォルダの確認

※受信メールフォルダで確認できない場合は必ず確認してください。

2. 交付申請に係る手続き

※交付決定通知書の再送

交付決定通知書の再送が必要な場合、以下を記載して「dr_ess_notice@sii.or.jp」宛にメールにてご連絡ください。

送信先 : dr_ess_notice@sii.or.jp

- 交付決定通知書を再送してほしい旨
- 補助事業者名
- 申請書番号 ※不明な場合は補助事業者住所又は電話番号
- 再送を希望する理由、ご事情

なお、再送依頼する前に、以下メールアドレスの受信許可設定を行ってください。

ダウンロードURLが記載されたメール : dr_ess_notice@sii.or.jp

パスワードが記載されたメール : naviexp@ne-ap01.naviexp.jp

公募に関するお問い合わせ、申請方法等のご相談・ご連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第3部
令和7年度補正DR家庭用蓄電池 窓口担当

TEL : 0570-099-017 (ナビダイヤル) 042-204-0218 (IP電話向け)

MAIL : dr_ess_info@sii.or.jp

WEB : <https://dr-battery.sii.or.jp/r7h/>

受付時間は平日の10:00~12:00、13:00~17:00です。
通話料がかかりますのでご注意ください。